

## 一般社団法人北海道バレーボール協会慶弔規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第49条第4項の規定に基づき、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）における慶弔に関する事項について定め、事務局の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (慶弔区分)

第2条 本会における慶弔の対象は、次のとおりとする。

- (1) 慶事
- (2) 弔慰

### (慶事)

第3条 慶事の適用は、次のとおりとし、理事長が必要と認めた場合は、常識の範囲内で金品等を授与することができる。

- (1) 本会の名誉会長、顧問、参与、会長、副会長及び役員（以下「役員等」という。）が内外から表彰を受けたとき
- (2) 北海道在住の選手及び役員等が、日本代表として国際大会に参加したとき
- (3) 前各号に定めるもののほか、理事長が必要と認めたとき

### (弔慰)

第4条 弔慰の適用及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 役員等本人又はその実父母、配偶者及び実子が死亡した場合は、弔電、香典、供花又は花輪を贈る。
- (2) 北海道内に組織されたバレーボール競技連盟及び各地区を代表するバレーボール協会の会長本人が死亡した場合は、弔電及び供花又は花輪を贈る。
- (3) 前各号に定める者のほか、理事長が必要と認めた者が死亡した場合は、弔電及び供花又は花輪（場合によっては何れか一方）を贈ることができる。

### (贈与者の名称)

第5条 慶弔の贈与者は、原則本会の法人名又は会長名とする。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

### (補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。  
(北海道バレーボール協会弔意規程の廃止)
- 2 北海道バレーボール協会弔意規程は、廃止する。

制定 令和6年9月14日